

神奈川県漁業調整委員会委員（以下、海区委員）の選定に係る評価基準

○漁業者委員の評価基準(10項目 満点100点)

	評価項目	考え方	配点	満点
1	漁業関係団体、漁業者からの評価(団体、漁業者の推薦)	海区委員会は漁業者を主体とした組織であり、漁業者代表としての立場と調整能力等を評価する基準として、本県漁業団体(水協法に基づく団体)や他漁業者から推薦を受ける者に配点する。	・漁業団体の推薦： 10点 ・漁業者の推薦： 5点 2以上にある場合は高い方の配点とする。	10点
2	海区委員の職務の知識(神奈川県海区委員の経験)	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌する職務を適切に行うことができる者とされており、経験者はその知識を有し職務を適切に行うことが期待される。	・委員経験者： 10点	10点
3	地域漁業の知識と調整力(漁業協同組合理事等の経験)	漁協理事等役員は、漁協運営と漁協内外の調整を担っており、経験者は地域漁業に精通し調整力を有しており海区委員の職務を適切に行うことが期待される。	・組合長： 10点 ・副組合長： 8点 ・理事、監事、総代： 5点 2以上にある場合は高い方の配点とする。	10点
4	漁業の広域的な課題の知識と評価(全国・県域漁業団体理事等の経験)	全国、県漁業協同組合連合会、漁業に関する公益法人等の役員経験者は、漁業の広域的な課題に精通し、評価を得て選任されており海区委員の職務を適切に行うことが期待される。	・理事長経験者： 10点 ・理事、監事等経験者： 5点 2以上にある場合は高い方の配点とする。	10点
5	公益的な課題の知識と評価(公益的委員の経験)	公共団体が関与する委員会等の委員経験者は、公益的な課題に関する知識を有し、評価を得て選任されており海区委員の職務を適切に行うことが期待される。	・委員経験者： 10点	10点
6	漁業の知識・技術(漁業の職歴)	漁業の知識・技術を有し、漁業の実情把握について漁業経験10年以上を基準とした。	・漁業歴10年以上： 10点	10点
7	漁業者としての評価と資質(漁業士、認定漁業者)	知識、技術、意欲等に優れ指導的な役割が期待され、国の制度に基づき認定する漁業士、漁業関係法令に基づき認定を受ける認定漁業者は、資質を評価された者で海区委員の職務を適切に行うことが期待される。	・漁業士、認定漁業者： 10点	10点
8	年齢	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するため。	・60歳未満： 10点	10点
9	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するため。	・女性： 10点	10点
10	海区委員候補者選定委員会の評価	上記の評価基準その他を参考に、漁業法第138条に定める要件を満たすかを総合的に評価する。	・海区委員候補者選定委員会の評価： 10点	10点
			計	100点

※その他：住所又は漁業根拠地が神奈川県内であること。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。

○学識経験委員の評価基準(5項目 満点100点)

	評価項目	考え方	配点	満点
1	漁業関係団体、水産研究機関の評価(団体等の推薦)	海区委員会は、利害が相反する漁業調整や漁業以外の遊漁に対する規制等を行っており、公平・公正な判断が求められる。漁業関係の専門分野の見識が必要で、評価の基準として団体から推薦を受けた者に加点する(水協法に基づく団体、水産研究機関、大学、公益法人)	複数の団体や機関からの推薦があった場合は、最大で20点までの配点とする。	20点
2	海区委員の職務の知識(神奈川県海区委員の経験)	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌する職務を適切に行うことができる者とされており、経験者はその知識を有し職務を適切に行うことが期待される。	・委員経験者： 20点	20点
3	漁業関係分野に関する見識(職歴、資格)	学識経験委員は、漁業関係の専門分野の見識が必要で、関係する団体の職歴や資格を評価基準とする。	・職歴10年以上： 20点 ・修士以上：20点 2以上にある場合は高い方の配点とする。	20点
4	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するため。	・女性： 20点	20点
5	海区委員候補者選定委員会の評価	上記の評価基準その他を参考に、漁業法第138条に定める要件を満たすかを総合的に評価する。	・海区委員候補者選定委員会の評価： 20点	20点
			計	100点

※その他：神奈川県海区漁業調整委員会の所掌する事項について、利害関係を有しないこと。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。

○中立委員の評価基準(5項目 満点100点)

	評価項目	考え方	配点	満点
1	団体の評価(団体の推薦)	海区委員会は、利害が相反する漁業調整や漁業以外の遊漁に対する規制等を行っており、公平・公正な判断が求められる。中立委員は公益的な分野で見識が望まれ、評価の基準として団体から推薦を受けた者に加点する(公益法人、非営利目的の法定団体)	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県弁護士会からの推薦：20点 その他の推薦：10点 複数の団体や機関からの推薦があった場合は、最大で20点までの配点とする。	20点
2	海区委員の職務の知識(神奈川県海区委員の経験)	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌する職務を適切に行うことができる者とされており、経験者はその知識を有し職務を適切に行うことが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> 委員経験者：20点 	20点
3	法的な専門分野に関する見識(職歴)	海区委員会は、利害が相反する漁業調整、漁業以外にも遊漁に対する規制等を行っており、公平・公正な判断が求められる。法令全般について専門的な知識が必要で、法曹や行政等の法律に関する職歴を有している者に加点する。	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士10年以上：20点 司法書士10年以上：15点 その他10年以上：10点 	20点
4	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するため。	<ul style="list-style-type: none"> 女性：20点 	20点
5	海区委員候補者選定委員会の評価	上記の認定基準その他を参考に、同選定委員会が漁業法第138条に定める要件を満たすかを総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> 海区委員候補者選定委員会の評価：20点 	20点
			計	100点

※その他：神奈川県海区漁業調整委員会の所掌する事項について、利害関係を有しないこと。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。